

ブロック塀等に係る建築基準法施行令の主な改正経過

◆第61条

<制定：昭和25年政令第338号 施行：昭和25年11月23日>

第61条（組積造のへい）

1 組積造のへいは、下の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは3m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。但し、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。

<制定：昭和45年政令第333号 施行：昭和46年1月1日>

第61条（組積造のへい）

1 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは2m以下とすること。
- 二・三 略
- 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

<制定：昭和55年政令第196号 施行：昭和56年6月1日>

第61条（組積造のへい）

1 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは1.2m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

◆第62条の8

<制定：昭和45年政令第333号 施行：昭和46年1月1日>

第62条の8（へい）

1 補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ1.2m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは3m以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下のへいにあつては、10cm）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。

- 四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.2 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎかけして定着すること。
- 七 基礎のたけは、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

<制定：昭和55年政令第196号 施行：昭和56年6月1日>

第62条の8 (へい)

1 補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ1.2 m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 高さは2.2 m以下とすること。

二～四 略

五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。

六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、鉄筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

<制定：平成12年政令第312号 施行：平成13年1月6日>

第62条の8 (塀)

1 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2 m以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 高さは2.2 m以下とすること。

二 壁の厚さは、15 cm（高さ2 m以下の塀にあつては、10 cm）以上とすること。

三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること。

四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。

五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さ5分の1以上突出したものを設けること。

六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、鉄筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。